第6回草内地区認定こども園地元説明会議事録（要旨）

日　時	令和 8 年 9 月 27 日（日）午前 10 時～正午
場　所	草内小学校体育館
出席者	事業者：社会福祉法人美樹和会　藤原理事長、関谷副理事長 （株）モーダアーキテクツ　村田建築士 京田辺市：河本こども未来部長、田原副部長、 藤田保育幼稚園課長、釘本主幹、長尾主任、西村主事、 坂本こども未来政策推進室室長補佐、 岡本建設部長、丸山副部長
参加者	27 名

１　あいさつ

河本こども未来部長及び藤原理事長からあいさつ

２　出席者紹介

司会から出席者紹介

３　（仮称）草内こども園整備事業について

当日配布資料に基づき市から説明

４　主なご意見と回答

（１）既存施設及び開園時期について

Ｑ１．令和 11 年 4 月にこども園が開園した場合、草内幼稚園の在園児は新しいこども園へ転園するのでしょうか。
　また、制服や用品等を買い直す必要がありますか。

Ａ１．草内幼稚園については、入園された方が卒園するまで現在の施設に在園していただくことを基本に考えていますが、新しいこども園への転園を希望される場合は、転園できるようにすることを想定しています。
　用品等については、現在使用しているものを引き続き使っていただけるよう、事業者と調整する予定です。

Ｑ２．草内幼稚園と草内保育所は、いつまで運営する予定ですか。

Ａ２．草内幼稚園については、令和 9 年度に入園された園児が卒園できるよう、令和 11 年度末まで運営を継続する予定です。
　草内保育所については、新しいこども園の開園時に統合する予定であり、

令和 11 年 4 月に開園できた場合は、令和 11 年 3 月末をもって閉園する予定です。

Ｑ３．令和 11 年 4 月の開園に向け、各種調整をいつまでに終える必要があると考えていますか。
　物価上昇や市の財政への影響もあるため、期限を定めて進める必要があるのではないでしょうか。
Ａ３．開園までには様々な手続が必要となるため、今年度内には必要な調整を進め、方針を決定していく必要があると考えています。

Ｑ４．草内地域に住みながら、地域内の保育所に入れず、遠方の園に通っている家庭があります。
　これ以上開園が遅れないよう、令和 11 年 4 月の開園に向けて進めてほしいです。
Ａ４．草内地域にお住まいでありながら、地域内の保育所を利用できず、遠方の園に通っている方がおられることは認識しています。
　引き続き皆様からご意見を伺い、ご理解を得られるよう努めながら、令和 11 年 4 月の開園に向けて進めていきたいと考えています。

（２）施設の必要性及び定員について

Ｑ５．施設の定員や保育ニーズに関するデータは、当初から示すべきだったのではないでしょうか。
　住民から指摘されて初めて示されるようなことや、十分な説明がないまま計画が進められたことが不信感の原因になったと考えます。
Ａ５．ご指摘のとおり、必要なデータを当初からお示しした上で説明すべきであり、説明の手順に問題があったと認識しています。
　情報提供が十分でなかったことについて、改めてお詫び申し上げます。

Ｑ６．住宅地に 205 人規模の施設を 1 か所整備するのではなく、100 人程度の施設を 2 か所に分けて整備することは検討しなかったのでしょうか。
Ａ６．市では、保護者の就労状況の変化等により子どもが転園することのないよう、0 歳児から 5 歳児まで一貫した教育・保育を提供できる幼保連携型認定こども園の整備を進めています。
　草内地域は教育・保育ニーズが高く、市街化区域内で施設整備が可能な土地を別に確保することも難しい状況です。

また、大規模園は子どもの負担や園運営への影響があることから、200人程度を上限として施設整備を進めています。

Ｑ７．子どもの数が減少するのであれば、新たに施設を整備せず、現在の幼稚園と保育所をそのまま運営することはできないのでしょうか。

Ａ７．草内保育所の一部園舎には耐震性の課題があり、草内幼稚園についても老朽化している状況です。

また、0歳児から5歳児までを一体的に受け入れ、一貫した教育・保育を提供できる幼保連携型認定こども園を整備する必要があると考えています。

草内小学校区の子どもの数は減少する見込みですが、今後も0歳児から5歳児の人口は200人を大きく超える状況が続くと見込んでいることから、205人規模の施設が必要であると考えています。

Ｑ８．定員205人のうち、草内小学校区の子どもの割合はどの程度になる見込みですか。

Ａ８．保育所枠については、市全体で利用調整を行うため、年度によって変動しますが、現状の数値から、おおむね7割から8割程度になると見込んでいます。

Ｑ９．将来、草内小学校区の子どもが減少した場合、市外から子どもを受け入れることはありますか。

Ａ９．本市でも将来的に子どもの数が減少することは見込まれますが、近隣市町村と比べると減少は緩やかであると考えています。

新しいこども園の定員に余裕が生じた場合であっても、市外から子どもを受け入れることは考えていません。

Ｑ１０．草内小学校区で保育所等に入所できていない保留児童が21人いるとのことですが、市が公表している「待機児童ゼロ」と矛盾しないのでしょうか。

また、新しいこども園ができれば保留児童はゼロになりますか。

Ａ１０．「待機児童ゼロ」は国の基準に基づくものであり、利用する園を限定した結果、入所できなかった場合などは、待機児童には含まれません。

新しいこども園の整備により、保留児童を一定数減らす効果はあると考えていますが、完全にゼロにすることは難しいと考えています。

Ｑ１１．草内小学校区の子どもを優先的に入園させるのでしょうか。

Ａ１１．幼稚園枠については、草内小学校区の方を優先することを想定しています。

保育所枠については、居住する地域による優先ではなく、保護者の就労状況等を点数化した基準に基づき、市全体で利用調整を行います。

一般的には自宅に近い保育所等を希望される方が多いため、草内小学校区の多くの方が新しいこども園を希望すると考えています。

（３）整備地及び法令手続について

Ｑ１２．なぜ住宅地に 205 人規模のこども園を整備する必要があるのでしょうか。

小学校隣の田畑など、周辺への影響が少ない場所に整備できないのでしょうか。

Ａ１２．草内小学校周辺の農地は市街化調整区域にあるため、こども園を整備することは困難です。

また、草内小学校区の教育・保育ニーズに対応し、0 歳児から 5 歳児まで一貫した教育・保育を提供する必要があります。

これらを総合的に勘案し、市街化区域内で施設整備が可能な現在の予定地にこども園を整備することとしたものです。

Ｑ１３．市街化調整区域での整備について、土木事務所とは具体的にどのような協議を行ったのでしょうか。

また、再度協議する余地はありますか。

Ａ１３．草内地域周辺の市街化調整区域におけるこども園整備の可能性について、地元説明会でいただいたご意見を踏まえ、土木事務所へ相談しました。

その結果、本事業は、市街化区域内に施設整備が可能な土地があることなどから、開発審査会に付議することができないとの見解が示されました。

このため、市街化調整区域内で整備する余地はないと認識しています。

（４）生活環境への影響について

Ｑ１４．西側の防音フェンスを設置すると、北西交差点付近の見通しが悪くなるのではないでしょうか。

フェンスを敷地内に後退させることはできますか。

Ａ１４．防音フェンスは、園庭から周辺へ伝わる音を抑えるために設置を検討しているものです。

防音性能を高めるほど見通しが悪くなる面があるため、防音フェンスの長さや位置などについては、いただいたご意見を踏まえ、設計段階で調整していきます。

（５）送迎用駐車場及び送迎ルールについて

Ｑ１５．東側用地のどの範囲を送迎用駐車場として取得する予定ですか。
Ａ１５．現在、取得する範囲について地権者と協議しているところです。
今後、測量を行い、出入口や駐車場の具体的な配置を検討していきます。

Ｑ１６．駐車区画の大きさは、子どもの乗り降りのためにドアを十分に開けられる広さが必要ではないでしょうか。
Ａ１６．乳幼児を安全に乗り降りさせる必要があることから、いただいたご意見を参考にしながら、使いやすい駐車区画となるよう検討していきます。

Ｑ１７．保護者の運転免許証や送迎に使用する車両、任意保険への加入状況を確認し、必要な補償内容の保険に加入していることを入所条件にできないでしょうか。
Ａ１７．保育所等の入所調整において、任意保険への加入を入所条件として求めることは困難であると考えています。
一方、園の駐車場を利用する際の条件として、任意保険への加入状況や車両情報等を確認することについては、検討の余地があると考えています。
市と事業者で制度上の取扱いを確認し、対応を検討していきます。

Ｑ１８．運動会などの行事の際に車が集中し、周辺道路への路上駐車が発生するのではないでしょうか。
現在運営している園では、どのように対応していますか。
Ａ１８．事業者が現在運営している園では、運動会の際に園の駐車場を利用できないことを事前に周知し、近隣の有料駐車場の利用や、徒歩・自転車での来園をお願いしています。
また、職員を配置して周辺を確認し、不適切な駐車があれば、近隣の駐車場へ移動するよう案内しています。
新しいこども園についても、行事の実施方法や駐車ルールを検討し、周辺で路上駐車が発生しないよう対応していきます。

Ｑ１９．開園後は、推奨する送迎ルートや駐車場の利用ルールを定め、保護者に徹底する必要があるのではないでしょうか。

Ａ１９．交通ルールや送迎ルートについては、入園前の見学時や入園説明会で周知するとともに、入園後も繰り返しお知らせしていきます。

現在運営している園では、不適切な駐車があった場合には個別に指導しています。

新しいこども園においても、適切な通行ルートと駐車場利用を促し、責任を持って対応していきます。

（６）交通安全について

Ｑ２０．交通量調査は、平日 2 日間、午前 7 時から午後 7 時までの 12 時間とのことですが、送迎が集中する朝夕に絞り、雨天時も含めて 1 週間程度調査する方が実態を把握できるのではないでしょうか。

Ａ２０．令和 8 年 3 月に、朝夕の交通量調査を実施しています。

今回 12 時間の調査を行うのは、朝夕のピーク時と通常の時間帯の交通量を比較し、時間帯による変化を把握するためです。

一般的な交通量調査は通常の平日 1 日を基本としていますが、天候や事故等による偏りを考慮し、今回は平日 2 日間実施します。

調査日に雨が降った場合も、中止せず実施する予定です。

Ｑ２１．交通量調査の対象が北側道路と東側道路だけになっていますが、西側道路も調査すべきではないでしょうか。

草内地域から通園する歩行者、自転車や車が西側道路を利用する可能性があります。

Ａ２１．今回の交通量調査は、こども園の整備に伴い交通量の増加が見込まれる道路の現状を把握し、必要な安全対策を検討するため実施するものです。

送迎車両は東側道路、歩行者や自転車は北側道路の利用を想定しており、西側道路については、送迎車両による交通量が大きく増加するとは想定していないため、現時点では調査対象としていません。

Ｑ２２．北西交差点は過去に事故があり、地域住民が注意して通行しているため、現在は事故が起きていないだけではないでしょうか。

こども園の開園後を見据えた安全対策が必要ではないですか。

Ａ２２． 北西交差点については、第 1 回説明会から多くのご懸念をいただいており、送迎用駐車場の位置を東側へ変更したところです。

警察からは、一時停止の路面標示を設置して以降、事故は発生していないと伺っていますが、北西交差点で何も対策を行わないということではありません。

北側道路の交通量調査の結果を踏まえ、路面表示等の必要な安全対策を検討します。

（７）事業者について

Ｑ２３．これまでの説明会では、事業者に近隣住民と共存する視点が不足していたのではないでしょうか。

防音対策や交通安全対策が当初の計画に盛り込まれていなかったことから、事業者への信頼が持てません。

Ａ２３．第１回説明会では、近隣住民の皆様の理解が得られているものと認識していたため、主に保育理念や施設運営について説明しました。

近隣住民の皆様への配慮や説明の視点が不足していたことを深く反省しています。

今後は、市とともに皆様のご意見を伺い、防音対策や交通安全対策など、必要な検討を進めていきます。